

じゃがれたー No.3

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) 略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成16年9月26日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 会報編集委員会
[委員長] 杉山 敦子
[委員] 大下 信
香川 美里
北村裕美子
平岡 祐二
山崎 政俊

巻頭言

日本成年後見法学会に期待すること

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事 松友 了

6月に開催された当会主催の第7回権利擁護セミナーは、早々に受付を断るほどの盛況であった。その最大の原因は、総合テーマにあったと考えている。「地域で暮らす」を応援するという視点から、成年後見制度を正面から取り上げた。知的障害者の親を中心に全国32万余の会員で組織され、権利擁護団体を標榜する会として、この総合テーマでのセミナーは初めてのことであった。そこに、この制度への複雑な思いが表われている。

◇「親なき後」が最大の課題

50数年前の設立時から、当会の最大の課題は「親なき後」の不安の解消である。親は、わが子より1分でも遅い死への願望を公然と口にし、社会はその心情に涙し「感動」を表明する。奇妙で不快な逆縁への賞賛である。

発達期の障害である知的障害は、必然的に家族全体を混乱の中へ巻き込む。そして、わが国の福祉制度は、家族の扶養義務制度を前提としている。障害のある人が地域で暮らすには、親(家族)がすべて支えてきたという事実と親の思いがある。

また、権利侵害事件が数多く表面化してきた。性暴力等の虐待が学校や施設でさえ頻発し、消費者被害は日常茶飯事である。これに、どのように

対応するのか、親の不安は募るのである。加えて、福祉サービスも利用者本人による契約制度へ変わったのである。

◇成年後見制度への期待と不安

「親なき後」の心配より、「親のいる間」からの備えの重要性が指摘されて久しい。その意味で、成年後見制度はその一つである。しかし、この制度への親(家族)の反応は複雑である。現に、知的障害を理由とする申請(認定)の数は多くない。制度上の欠陥を指摘し、否定的な評価を下す専門家も多い。その1つが、被後見人の選挙権の制限である。時間や費用等、当初心配された問題は、運営上はかなり改善されたと考えるが、一層の努力は求められる。しかし根本的な問題は、公的な支援体制の不足であり、契約社会における権利擁護の認識の欠落である。また、親の心理的な側面への配慮も抜け落ちている。後見申請は、診断、就学、就労の時に加え、障害の認知と受容を改めて迫られることである。

これらの不満や問題の指摘は、当事者の期待感の裏返しであり、制度の創設者や運用者は、これに具体的な回答を用意する必要がある。まさに、そこに学会への期待と学会の役割があるといえるであろう。

第1回学術大会

2004年5月29日、第1回学術大会は早稲田大学大隈小講堂において開催された。香川美里会員の司会のもとで進行し、新井誠理事長が開会挨拶を行った。

本大会では、第1回学術大会にふさわしく、特別講演と統一テーマである「成年後見の社会化」に関する基調講演・個別報告とがその柱となっている。

◇特別講演「成年後見制度の解釈運用と立法的課題」

特別講演として、須永醇教授（國學院大學法科大学院特任教授・法政大学名誉教授）が「成年後見制度の解釈運用と立法的課題」と題する講演を行った。須永教授は、成年後見制度を長い間研究してこられた方であり、この分野における第一人者である。まず、成年後見制度の解釈運用上の重要な問題点を多岐にわたって指摘された。ついで、フランス・イギリス・アメリカ・ドイツ・カナダの各法をも参照しながら、わが国の成年後見制度のあるべき立法論を提言された。その中でも特に印象に残ったのは、1つは、医療行為の同意・代行が他者決定に近いものであるとの立場から、民法858条に「重大な医療行為に関する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない」とでも追加するようにしておけば、医療行為への同意・代行の権限が成年後見人に解釈上認められることになる、ということである。もう1つは、憲法25条について言及され、国家が成年後見制度の運用に対してもう少し積極的に支援すべきである、ということである。その他の指摘もまた、非常に重要であり、成年後見制度の解釈および今後の改正において大いに参考になるように思われる。

◇統一テーマ「成年後見の社会化」——基調講演

次に、統一テーマとして、まず、岩志和一郎教授（早稲田大学大学院法務研究科）が「成年後見の社会化の意義——本大会の目的」と題する基調

講演を行った。岩志教授は、新しい成年後見制度が、人々の生活と夢を捨象した単なる財産管理や療養監護の便宜といった静的存在から、人々が社会で安心して日常生活を続けるために用いられるべき動的な存在へとその意義を転換したが、この方向を現実化させるには、介護を個人や家族の問題としてのみ捉えるのではなくて、支援を必要とする人々に対する社会的な支援が不可欠であることを強調した。そして、成年後見の社会化を実現するためには、成年後見に携わる専門家の協力と社会的ネットワークづくりが重要であり、今回は市町村長の申立てと法人後見とを素材としてこの問題を検討することにした、と述べ、本大会の目的を明確に示した。

◇統一テーマ「成年後見の社会化」——市町村長申立て

この基調講演を受けて、午前は、「市町村長申立ての現状と課題」について、高木粧知子氏（町田市健康福祉部高齢者福祉課町田市在宅介護支援センター）、渡辺一郎氏（足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだち課長）、田村満子氏（大阪社会福祉士会所属、社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ運営委員）、井上計雄氏（大阪弁護士会所属、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会副委員長）の4氏が報告した。

まず、高木氏は町田市について、渡辺氏は足立区について、それぞれの成年後見制度の取組みの



現状を報告し、専門家と連携しながら市町村長申立てをする過程を詳しく紹介した。また、両自治体が成年後見制度に積極的に取り組んでいるということもあり、今後の課題も提起された。

次に、田村氏および井上氏がともに演壇に立ち、田村氏は、「成年後見制度に関する市町村アンケート結果報告」（社団法人日本社会福祉士会（2002年））に基づいて、成年後見制度が市町村担当者に次第に認知されつつあるものの、市町村長申立ての実績のない市町村が約94%もあること、成年後見制度取組みの姿勢が市町村において格差のあること、などを指摘した。また、井上氏は、主として大阪府下での成年後見制度や市町村長申立ての実態を報告し、大阪府下で市町村長申立ての実績が上がっていない理由として、市町村の体制不備、財政予算の問題、成年後見制度に対する専門家の不十分な理解、審査会の弊害、親族調査の問題などを挙げた。

◇統一テーマ「成年後見の社会化」——法人後見

午後の報告は、「法人後見の現状と課題」について、坂野征四郎氏（東京家庭裁判所後見センター判事）、大本幹也氏（横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務長）、木下徹氏（品川区社会福祉協議会事務局長）および松井秀樹氏（社団法人成年後見センター・リーガルサポート法人後見担当常任理事）の4氏が行った。

まず、坂野氏は東京家裁後見センターの現状を報告した。法人後見人の選任は多くなく、法人後見の実際の運用としては個人後見を補充しているとのことであった。また、法人後見の今後の課題として、信頼関係の構築、個人情報保護などが挙げられた。

次に、大本氏は、横浜生活あんしんセンターの取組みを報告した。同センターが法定後見人に就任するのは、基本的に、区長申立ての場合で、他に適切な候補者がなく、しかも、同センターが就任を適切と認めた場合に限るとのことであった。法人後見の問題点として、金融機関における本人確認、医療同意、後見人の報酬などの問題が指摘された。



また、木下氏は、品川区社協成年後見センターの取組みを紹介した。同センターでの法人後見の対象者は、身近に世話をする親族等がない者で、おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者または高齢世帯者・障害者・在宅のほか施設入居者とのことであった。報告の中で、ネットワークを活かしたサービス提供体制の紹介がとても印象的であった。

最後に、松井氏は、リーガルサポートの法人後見活動を紹介した。リーガルサポートが受ける法人後見の特徴として、後見事務が広範囲に及ぶこと、後見報酬を見込めない場合があること、後見人に暴力を振るうなどのケースや被後見人に他害性のあるケースがあること、などが挙げられ、こうしたケースでの法人後見の役割が強調された。

その後、岩志氏を司会とするパネルディスカッションにおいて活発かつ有意義な議論がなされた。

◇おわりに

本大会に参加して、成年後見の社会化を真に実現するには、社会的なネットワークが不可欠であり、国家の役割も重要であることを痛感した。特に、資力の不十分で身寄りのない方の場合には、現実には市町村長申立てと法人後見とが結び付くことになろうから、すべての関係者間の相互協力が一層求められ、これらの活動を支える財政的な基盤も十分に確立される必要があろう。また、ネットワークづくりの実現に向けて、本学会の果たす役割は、ますます重要なものになっている。

（村田 彰）

第 1 回総会報告

平成16年5月29日、早稲田大学大隈小講堂において、日本成年後見法学会の第1回総会が開催された。

当日は、成年後見の社会化の促進をテーマとした第1回学術大会もあわせて開催されたこともあり、日本全国から会員・会友246名の参加があった。総会は、盛会のうちに行われ、すべての議案が承認可決された。

◇議案第1号 平成15年度事業報告の件

◇議案第2号 平成15年度決算報告の件

まず、昨年11月に学会が設立された以降の学会の事業に関する報告と決算報告がなされた。わずか5カ月間の事業執行であり、学会の組織整備等に力を注がなければならなかった面はあったものの、学会誌『成年後見法研究第1号』や会報「成年後見ニュース ジャがれたー」の発行など、十分に次年度の充実した活動を期待させる報告であった。

◇議案第3号 平成16年度事業計画決定の件

次に、平成16年度の事業計画について、研究・調査部門と運営・広報部門に分けて提案がなされた。

研究・調査部門については、第1回学術大会開催のほか、平成17年5月28日(土)に開催される第2回学術大会の準備、2つの研究委員会(制度改革研究委員会、判例研究委員会)を新たに設置すること、学会誌・会報の編集発行、春秋の国際交流ミニシンポジウムの開催、障害者の成年後見制度活用促進研究特別事業(社日本損害保険協会の助成研究事業)などの提案がされた。

2つの研究委員会は、まさにこの学会に期待されている具体的な研究活動であり、今後の学会の活動の中核になっていくことを予感させるものである。

また、運営・広報部門については、組織強化とともに、地域でのワークショップ・ミニシンポジウム等の開催による地域組織化事業について提案

がされた。

成年後見制度もすでに地域の中で具体的にどのように活用し普及させていくかを問われていることを考えると、このような地域からの提言・情報発信は極めて重要である。全国各地における活発な活動が期待される。

◇議案第4号 平成16年度予算決定の件

次に、平成16年度の予算案の説明がなされ、議場からは、予算科目の整理など、透明性を確保した予算書の作成を求める意見があり、今後の理事会等で検討していくことになった。

◇議案第5号 規約改正の件

学会の規約について、幅広い層からの人材を活用するため、理事および幹事の員数に関する規約(16条・22条)を改正し、それぞれ増員することの提案がなされた。

◇閉会の辞

最後に、新井理事長から閉会にあたり、透明で民主的な運営を心がけ、特に以下の3点についての力を注ぎたい旨が述べられた。

- ① 学会の活性化(地域でのミニシンポ等の開催、国際交流——今年度の春秋の国際シンポジウムの開催など)
- ② 会員参加型の運営(委員等の公募、会員の積極的な事業参加など)
- ③ 来年の学術大会(テーマを、統一テーマと一般演題・個別発表の2本立てとする)

◇感想

総会に参加し、不思議な感想をもった。会場は静かで質問もそう多くはないのだが、緊張感がある。それは、成年後見制度の健全な発展という目標に対し、会員それぞれが真摯に取り組む中で生まれてきた学会に対する期待なのではないかと思う。

これからの学会の健全な発展を心より願う。

(前田 稔)

●私と成年後見●

悩みながらの成年後見

◇「明日はわが身」から支部設立へ

「明日はわが身、家族の身の成年後見」……。成年後見に目を向けたのは、そう思ったからである。私自身も家族も、呆けたり、事故や病気で判断能力がなくなったりして、いつ支援される側になるかわからない。

私がリーガルサポート長崎支部設立準備からかわり、当初から長崎支部役員を務めているのは、私が特に成年後見に熱心だったからではない。その設立前年、司法書士会から旅費宿泊費を負担してもらい、考えなしに東京まで成年後見研修会に行ったからである。生まれて2度目の東京につられ、会えるのを期待していた友人とも会えなかったのに、「5年目に入った今でも辞められない役員」という大きなおまけがついていたのである。これは、リーガルサポートの加入者（任意加入）の実動者が少ないためではないだろうか。

◇成年後見人としての戸惑い、悩み

それ以来、成年後見とかかわってきたが、初めて成年後見人等に就任してから、まだ1年と経っていない。成年後見制度をどのように使って必要な支援をしていくかが大事であるが、それは実際にやってみないとわからない部分も多い。たとえば、本人が同じ後見類型だったとしても、1人ひとりが違う人間であり、周囲を取り巻く人的・物的環境もそれぞれ違うのであるから、何度か成年後見人等の経験をしたからといって、後見事務のやり方がすべてわかってしまうものではない。

私が以前相談を受けた（診断書では）保佐相当の方が、その後に私が補助人に就任した被補助人の方より判断能力があるのではないかと思ったこともある。保佐相当の方は、何度かお会いしたが、自分の財産のこともよくわかっており、会う

たびに普通の会話をするのができ、信頼する姪御さんと任意後見契約等を結んだ。一方被補助人の方は、財産をもっていることを理解できず、誰かに会ったりどこかへ行ったりしても、そのことを覚えていなかった。

また、気にかかっているのは、「支援する側」のことである。成年後見制度は支援が必要な人々のための制度であるから、「支援する側」への配慮が抜け落ちがちになることも多いのではあるまいか。その昔から、介護の場面でよくみられたように、被支援者に対して似たような立場の親族間でも、支援をしない者は言いたい放題言い、支援をする人たちが真面目にやればやるほど苦しむ、ということは、よくあることである。一度支援する側にまわると、「こうしてやったほうがよい」、「これもしなければならぬ」などと要求されたりする。当たり前だが、支援者になった人が、常に支援者であり続けられるわけではない。成年後見は、bestでなくbetterをめざして続けていったほうが、よい結果を生むのではないか。結果からみたベストを要求されるのは酷である。支援される者だけではなく、支援する側も人間らしく生きるための成年後見という視点を、絶えず意識していくことが必要ではないかと思う。支援者の悩みを受け止める場があったらよいとも思う。

成年後見にかかわることは、人間の生活全般にかかわることでもある。今のところ「支援する側」ではあるが、弱い1人の人間にすぎない私は、日々悩みながら、成年後見と向き合っている。

（社）成年後見センター・リーガルサポート
長崎支部 山中英子



出前の医療相談回顧録

◇切り出しやすい「成年後見」

私は都立の高齢者専門病院のもの忘れ外来で患者さんを診察しているが、最近、かなり軽い段階の痴呆の患者さんが多い。患者さん本人、あるいは付き添ってきた家族から、成年後見制度について相談されることも珍しくない。成年後見制度を知らない家族であっても、将来に備えて利用を勧めると、たいていの場合には感謝してもらえる。昔の禁治産制度のときには、「家族会議を開いて決めます」などと大事になることが多かったが、新しい制度になってからは、比較的あっさり受け止められてもらえるようである。禁治産よりも成年後見のほうが、こちらからも切り出しやすい。一般的にはまだまだ知られていない制度だが、禁治産制度の時代からみれば、明らかに違ってきた印象を受ける。

しかし、それでも相談内容は財産管理を目的とするものが多い。介護保険契約やサービスの利用などの内容の相談は、私は経験したことがない。

◇出前の医療相談

私は、ある自治体で、いわゆる出前の医療相談を昭和60年から行っている。相談が持ち込まれる経路はさまざまであり、介護保険が始まってからはケアマネジャーと基幹型在宅介護支援センターからが多い。もう1人の精神科医と2人で、月に10人程度の相談を受ける。1件あたり平均1時間程度の時間が割り振られている。家族は本人が痴呆だということはわかっているが、「本人が病院で受診したがないので、どうしたらよいか」という相談が多い。このような場合、こちらからお邪魔して、雑談を30～40分くらいしたあとに、「健康診断のために、一度私の外来にいらっしやい」と勧めると、まず問題なく受診につながる。

◇専門医としてのかかわり

この医療相談で経験した最近の事例を紹介する。74歳の男性で、単身で生活している。特記す

べき身体疾患はない。いわゆる「足腰」はかなりしっかりしている。軽度のアルツハイマー型痴呆があるが、日常生活にはほとんど支障はない。介護保険では非該当である。民生委員からの相談では、「年金が入る時期（2カ月に1回）になると長男が訪ねてきて、持って行ってしまふ。どうしたらよいか」というものであった。訪問して本人と話をしたところ、本人も、「困っているが、長男が来るとつい渡してしまう」という。本人に対する威嚇や暴言などはないようであった。また本人は困ると言いながら、「あいつもかみさんに逃げられてから、仕事がなかなか見つからないようで大変なんだよな」と、同情するような口調もみられた。困る、困らないは別にして、「やはり父親なんだな」と思ったり、「お金を都合することが、息子とのコミュニケーションの手段となっているのかもしれない」と考えさせられた。

対応が急がれていたこともあり、地域福祉権利擁護事業を利用した。年金は地域の社会福祉協議会に管理してもらった通帳に振り込み、必要時に職員が現金を届けるようにした。この対応に、本人は一応納得していた。しかし、しばらくして、外来受診時に本人がかなり落ち込んでいる様子だったので、付き添ってきた在宅介護支援センターの職員に聞くと、本人の家と土地を担保にして息子が多額の借金をしてしまったということだった。幸いなことに、本人は明らかうつ状態にはなっていなかった。私がかかわったときに、補助か保佐で成年後見制度の利用を勧めておくべきであった。私の考えが甘かったわけである。息子に会う役割も、社会福祉協議会の担当者に任せてしまうのではなく、私自身が会っておくべきであった。専門医が診察しておきながら、結果として本人の利益を守ることができなかった例である。

(東京都老人総合研究所・本間 昭)

制度を知る！

任意後見契約 締結から発効までの空白期間

◇任意後見契約締結の難しさ

任意後見契約の締結には相当の時間と労力が必要になる。本人と任意後見受任者（以下、「受任者」という）が納得のいくまで議論を戦わせ、その成果として契約が締結される。本人は、自分の老後（今後）を託す相手と事細かに話を詰めておきたいという欲求があり、受任者としては、本人の意思の探求をとおして業務執行の基準をつくることに多くの時間を割く。「〇〇の病気で入院をする場合には、△△大学病院の□□先生の科に入院したい」、「在宅で介護を受けられなくなったときは、〇〇駅の周辺で近くに公園があるグループホームに入りたい」等々、話は次から次へと飛び出してくる。それらの話を集約してライフプランをつくり、任意後見契約の締結にこぎ着ける。

契約を結んですぐに仕事が始まるわけではないところに、任意後見の難しさがある。受任者は、契約締結後、本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてはじめて仕事ができることになる（任意後見契約に関する法律2条1号）。

◇契約締結から発効までの受任者の責務と権限

特に将来型の任意後見契約の場合、契約を締結してから本人の判断能力が低下するまでの間、本人と受任者とはどのような関係に立つのか。法律的に言えば、受任者は、本人の判断能力が低下し任意後見監督人が選任されることを停止条件として、任意後見人に就任し、業務を執行することができる地位にあると言える。とすると、契約締結後、本人の判断能力が低下するまでの間、受任者には潜在的な権限があるにすぎない。

だからといって、受任者は、本人の判断能力が低下するのをジッと待っていればよいというわけではない。本人は、契約締結後も日々の生活を送りながら、今後の生活についてさらに考え続けている。そのため、苦労して作り上げたライフプ

ランや任意後見契約の内容についても、変更を余儀なくされる場合がある。いったん任意後見契約をつくったからそれで終わりではなく、むしろ、本人の意思の尊重（任意後見契約に関する法律6条）という観点からは、契約締結後、能力が低下するまでの間に、本人とさらなる話し合いを重ねることが必要だ。また、受任者には、任意後見監督人選任審判の申立権がある（同法4条）。そのため、受任者には、絶えず本人の判断能力が低下したかどうかを見極める責務もある。

◇隙間を埋めるホームロイヤー契約

実務では、任意後見契約締結から判断能力低下までの空白（潜在）期間を埋めるため、本人と受任者との間で、任意後見契約とは別の契約を結ぶことが増えてきた。受任者が弁護士である場合には、任意後見契約締結と同時に「ホームロイヤー契約」を締結することが多い。1カ月に1回程度、受任者が本人と面談をしたり連絡を取り、本人に関する情報の収集や本人の判断能力の有無を確認することが、この契約の目的である。これにより、受任者は、定期的に本人とコミュニケーションをとることができ、本人の価値観やニーズを的確に把握できる。また、本人の判断能力の状況を絶え間なく把握することも可能になる。

定期的にかかわりをもつにつれて、受任者と本人との関係は、より密度の高いものになっていく。その意味で、契約締結までのかかわりよりも、契約締結後のかかわりのほうが重要であるともいえる。契約締結後における本人とのかかわり方が、発効後の後見実務のあり方に多大な影響を与えたとっても過言ではない。立法論としては、発効までの間でも受任者に対して一定の権限を付与することにより、受任者と本人との法的関係を明確にすることが望まれるところである。

（弁護士・延命政之）

ドイツ世話法第2次改正の行方

◇改正の現状

本学会の設立記念国際シンポジウムでも触れられていたように、ドイツでは、世話法の2回目の改正作業が進行中である。すでに昨年12月に連邦参議院提出の法律案として「第2次世話法改正法案 (Entwurf eines Zweiten Gesetzes zur Änderung des Betreuungsrechts)」が成立していたが、本年2月には連邦政府による意見表明が付されたうえで、連邦議会に送付されており、現在、審議が行われている最中である(直近の状況としては、本年6月には、連邦議会法務委員会において、10名の専門家を招き、2回目の公聴会が開かれた模様である)。この法改正が予定通り順調に進めば、来年1月1日をもって新法が施行される運びとなっている。

◇改正の社会的背景

さて、今回の改正の社会的背景には、絶え間なく続く世話件数の増加と、これに伴う国庫負担の増大がある(ドイツでは、被世話人が無資力の場合、世話に関する費用および報酬は国庫から支出される(ドイツ民法1835条4項・1835a条3項・1836a条))。具体的にみれば、2002年時点において、ドイツにおける世話の総件数はすでに100万件を超えており、同年度における世話関連の国庫支出は約3億4600万ユーロ(約440億円)にまで達している。

もっとも、この問題は決して新しい課題というわけではない。というのも、財政問題への懸念は、すでに世話法施行当初から指摘されていたことであるし、1999年の第1次改正の主要目的も、名誉職世話人の原則化＝職業世話人の例外化(ドイツ民法1897条6項)や報酬体系の見直し等を通じて、世話に関する国庫負担の縮減を図る点にあったからである。

しかし、この第1次改正の効果もむなしく、改

正後も国庫支出は、むしろ従前の状況を凌駕する勢いで増大の一途をたどり続けてきた。この原因は複合的といえるが、少なくとも、世話の総件数自体の増加と世話の利用者層の変動(従来の高齢者中心に対して、薬物依存症・アルコール依存症による比較的若年の被世話人が増加する傾向にあるようである)等が確実な要因として指摘されている。

いずれにせよ、世話制度の運用にとって、国庫負担の縮減は、まさに宿年にわたる不可避の難題となっているわけである。

◇第2次改正法案の内容

かくして、今回の第2次改正でも、世話の総件数を抑え、財政負担を緩和することが最重要の政策課題とされている。そこで、第2次改正法案は、世話人の選任を回避するための具体的方策として、①「私的自治的規制である予防的代理権(わが国の任意後見制度に相当する)の利用促進」と、②「配偶者等への限定的な法定代理権の付与」を打ち出すとともに、国庫負担を直接に削減するための措置として、③「職業世話人の報酬体系の再整備」を図っている。以下、その内容について、簡単に紹介しておこう。

①について、草案は「世話官庁による認証(Beglaubigung)制度」の導入を企図している(改正草案世話官庁法6条2項～6項)。これは、特に現在の銀行取引実務等において、予防的代理権授与状の真正さに対する疑念等から、予防的代理権がほとんど機能していないことを是正するために、予防的代理権授与状と世話に関する指定証書について、世話官庁が本人の署名ないし署名に代わる記号(Handzeichen)の認証を行う制度を創設しようというものである。なお、予防的代理権の利用促進という観点からは、すでに昨年より連邦公証人協会が独自に開始していた「予防的代理権

集中登録制度（Zentrales Vorsorgeregister）」が、本年7月末の改正連邦公証人法の施行によって、法的裏づけのある制度として確立した点にも注目すべきであろう（同法78a～78c条参照）。

②について、草案は、同居中の配偶者および同性の生活パートナーに対して、一定の条件（他方が疾病もしくは障害のために自己の権利義務を自ら主張できない状況にあること、当該無能力に関する6カ月以内に発行された医師の診断書があること、すでに選任された任意代理人ないし世話人が存在しないこと、当該法定代理権の発動に関する相手方の反対の意思表示がないこと等）の下に、一定範囲の財産管理（30日あたり3000ユーロ以内の銀行口座の利用等）に関する法定代理権と、健康配慮（健康状態の検査や個別の医療行為等）に関する法定代理権を付与している（改正草案ドイツ民法1358条・1358a条）。後者の健康配慮に関する代理権については、配偶者および同性パートナーに加えて、親と成年の子の関係にも適用されている（改正草案ドイツ民法1618b条。ただし、配偶者および同性パートナーに優先権がある）。もっとも、前者の財産管理に関する代理権については、連邦政府がその意見表明の中で、「法定夫婦財産制（剰余共同制）の原則に対する重大な侵害となるおそれがあること」、「配偶者等のいる被世話人が少なく（約15%程度とされる）、実効性が薄いこと」等を挙げて、その導入に反対しており、連邦議会での審議が注目されるところである。

③について、草案は、職業後見人の報酬を定額一括払い化すること等によって、報酬それ自体に関する国庫支出を抑えるとともに、報酬精算に関する後見裁判所の手続的成本を削減することを意図している（改正草案ドイツ民法19081～1908o条）。

以上の他にも、今回の改正草案の中には、④「本人の意思に反する世話人選任の禁止」（改正草案ドイツ民法1896条）、⑤「司法補助官の権限拡張」、⑥「救急医療のための強制的措置に関する規定の新設」（改正草案ドイツ民法1906a条。ただし、連邦政府は反対）等、種々の注目すべき内容が盛り

込まれている。

◇ドイツ世話法改正と日本の成年後見制度

もっとも、わが国の成年後見関係者からすれば、改正の内容面には疑問符が付く点が少なくないかもしれない。それは、今回の改正が、利用件数の抑制と公的負担の削減という、わが国の関係者が現在めざす方向とはまさに真逆の目的に立脚しているためである。しかし、制度導入からわずか10年ほどの間に、すでに2度目の改正に着手している点は賞賛に値するといえる。周知のように、わが国の制度もまた、成年後見人等の医療同意権や死後の事務をめぐる問題等々、複数の立法的課題が明らかになってきている。ドイツの改正論議を参照しつつ、私たちもまた、新たな法改正に向けて積極的に踏み出していく姿勢が求められているのではないだろうか。

（佐賀大学助教授・上山泰）

書籍紹介

老いたくは「財産管理」から 中山二基子 著

成年後見制度のスタートは2000年だが、著者はそれ以前より弁護士として高齢者の財産管理に携わってきた。制度は未整備で、社会の認知もない中、相当な苦勞をしてきた。現在は、財産管理制度への関心が高まる中で、その具体的なイメージが湧かないという声に応えるべく、取り組んでいるという。

本書は、実例によって、イメージをつかむという意図が明らかにされている。制度開始後の実態についても触れられており、「自分の財産を有効に活用し最後まで自分らしく生きたい」と考え、準備する高齢者が確実に増えているとしている。また、新しい流れとして熟年離婚に触れている点は興味深い。（文春文庫・2002年5月10日発行・定価530円（税込））
（平岡 祐二）

●国際交流ミニシンポジウム開催！●



平成16年6月21日、ミズーリ大学ロースクール教授、デビット・イングリッシュ氏を迎え、東京弁護士会館において、国際交流ミニシンポジウムが開催された。教授は、米国の成年後見制度について講演されたが、日本の制度についてもよく研究されており、両制度の比較による米国の制度の紹介は、非常にわかりやすく有益なものであった。講演後は、活発な質疑応答が行われた。

なお、本学会では、以下のとおり秋の国際交流ミニシンポジウムの開催も予定されている。

●秋の国際交流ミニシンポジウムのご案内●

お知らせ

- 【講師】 デンズィル・ラッシュ（英国最高法院後見裁判部長）
【テーマ】 イギリス成年後見法改正の動向
【日時】 平成16年10月18日(月)午後5時～8時 【場所】 日司連ホール（東京・四谷）
【定員】 約150名 【参加費】 正会員・賛助会員・会友 無料 / 一般 1000円
【申込み】 平成16年10月8日(金)までに学会事務局へファックスまたはメールで

お知らせ

第2回学術大会・一般演題募集

第2回学術大会では、個別の報告者による一般演題を行う予定です。ご希望の会員の方は、以下の要領にてご応募ください。

☆第2回学術大会

- 【日程】 平成17年5月28日(土)
【場所】 明治大学（予定）
【内容】 統一テーマ（未定）／一般演題

☆一般演題募集要領

- 【発表時間】 40分（報告30分、質疑応答10分）
【募集人数】 6名
【手続】 平成16年11月末日までに報告要旨を1000字程度にまとめ、事務局へお送りください。選考後、通知を発送いたします。

地域組織化事業募集

平成16年度の事業として、本学会規約3条に規定する本学会の目的を達成するために地域で行われる講演会・シンポジウム等の催事に対し、金50万円以内の助成を行うことで、各地域におけるネットワークづくり、それに伴う会員間の交流に寄与することを目的とし、地域組織化事業を行います。

【対象】 3名以上の発意により、規約3条の目的を達成するために行う講演会・シンポジウム等の催事

【応募方法】 企画書に、発起人（3名以上）の氏名・連絡先、簡単な予算見込書を添付して、事務局へ送付してください。

平成16年6月1日、本学会常任理事の岩澤勇氏が、享年60歳で永眠されました。心より哀悼の意を表するとともに、慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3
エルカクエイ笹塚ビル6階（株）民事法研究会内
TEL 03-5351-1573（直） FAX 03-5351-1572
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 第1回学術大会の開催、デビット・イングリッシュ教授を迎えての国際交流ミニシンポジウムの開催など、当学会の活動もますます活発化してまいりました。じゃがれたーも、いっそう充実させていきたいと考えています。（大下 信）